

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 会社と個人の経費負担

Q : 当社は会社と自宅が一緒になっています。したがって、電気や水道、電話などは、会社として使用するときと個人的に使用するときがあります。このような場合には、その負担区分はどうすればよいのでしょうか。

A : 合理的でより正確に判断基準が示されるもので区分することになります。

【解説】

個人及び個人類似の企業の場合、事業経費と個人の家事関連費とが一体となって混在している例は少なくありません。

メーターが別々に設置されていたり、使用时间、使用数量が何かで明確に区別できる場合は、会社使用分は会社の経費として、個人使用のものは個人負担として処理すべきです。

しかし、個々のメーターがなく区別が困難な場合には、最も合理的でより正確に判断基準が示されるもので区分すればよいと思われます。例えば、電気代等の光熱費は建物を仕事場と個人の場との広さで按分するとか、24時間を仕事の時間と個人の時間とで分けて按分する方法が考えられます。また、電話代ならおおよその使用料を1、2か月調べてみてそれで按分する方法が考えられます。いずれにしても、全額を会社負担の経費にすることはできませんし、一定の基準を決めたら、以後は継続適用すべきでしょう。

会社は会社、個人は個人という基本的な立場からは、使用料が区別できるもの、水道、ガスなどはメーター、電話は会社専用器を1本増やすのが賢明ではないでしょうか。

